

## 令和8年度 島本町子育て世帯訪問支援事業 委託事業者募集要項

### 1 目的

島本町では、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、島本町子育て世帯訪問支援事業を実施します。つきましては、島本町子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づき、事業を委託する事業者を募集します。

### 2 業務内容

別紙「島本町子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

### 3 応募資格

「島本町子育て世帯訪問支援事業実施要綱」及び「島本町子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」に定める業務の履行が可能な事業者で、次に定める各号の条件すべてを満たす者とする。

(1) 次の①～③のいずれかの条件を満たすこと。

- ①介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者であり、同法第8条第2項に規定する「訪問介護」を行う者
  - ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条に規定する指定障害福祉サービス事業者であり、同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う者
  - ③居宅を訪問する事業において、家事支援又は育児・養育支援の事業実績があり、当該事業所での事業開始から1年以上の実績がある者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者として島本町から指名停止措置を受けていない者
- (3) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない者
- (4) 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者のいずれにも該当しない者
- (5) その他、関係法令等を順守できる者

### 4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※令和8年10月からの業務開始を予定

### 5 要綱及び仕様書

別紙参照

### 6 委託料

項目	金額
①訪問支援を実施した場合	
ア 訪問支援員の派遣料（1時間あたり）	3,140円
イ 訪問支援員の派遣に係る交通費等（1回あたり）	930円
②支援対象者の都合により派遣当日に中止した場合のキャンセル料	1,570円
③事務管理費（1世帯につき1か月あたり）	4,700円

## 7 事業開始までの流れ

- (1) 応募（申請）
- (2) 書類審査
- (3) 審査結果通知
- (4) 契約締結
- (5) 本事業に関する研修（令和8年9月実施を予定）
- (6) 本事業の開始

## 8 応募（申請）に関する事項

### (1) 提出先

〒618-0022

大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号 ふれあいセンター2階

島本町 健康福祉部 こども家庭課

電話：075-962-7931

FAX：075-961-1116

メールアドレス：kodomokatei@shimamotocho.jp

### (2) 提出書類

- ①島本町子育て世帯訪問支援事業委託事業者申請書
- ②島本町子育て世帯訪問支援事業委託事業者申請にかかる誓約書
- ③事業者概要
- ④登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑤指定書の写し（3（1）①②に該当する者）又は、家事支援又は育児・養育支援の事業実績（3（1）③に該当する者）
- ⑥島本町子育て世帯訪問支援事業従事者名簿
- ⑦島本町暴力団排除条例に係る誓約書（元請用）

### (3) 書類の提出方法

事前連絡の上、郵送または窓口にてこども家庭課宛に提出

### (4) 書類の提出期限

令和8年10月から事業を開始する場合は、令和8年7月15日までに提出

※以降も令和8年12月末まで提出受付

## 9 審査及び結果の通知

提出書類により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる事業者を受託者と決定し、契約を締結する。

審査の結果は結果通知書により事業者に通知する。

## 10 契約を締結した事業者名等の公開

契約を締結した事業者については、事業者名、事業者所在地等について町ホームページにおいて公表する。

## 11 注意事項等

- (1) 応募（申請）に要する諸費用は応募者の負担とする。

- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出後に辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 島本町子育て世帯訪問支援事業委託事業者募集要項に定める応募資格を満たさなくなった場合や、提出書類に虚偽の記載があった場合等が判明した場合は、島本町子育て世帯訪問支援事業への応募を取り消すものとする。